

令和4年度工賃（賃金）実績報告における留意事項について

1 報告書の記載について

(1) 多機能型事業所の取扱いについて

多機能型事業所については、それぞれの事業種別ごとに別葉で報告してください。

ただし、生活介護等対象となっていない事業種別との多機能型については、報告対象実績部分のみの記入となります。

(2) 就労継続支援A型について

就労継続支援A型については、雇用型と非雇用型に分けて別葉で報告してください。

(3) 従たる事業所の取扱いについて

従たる事業所については、本体事業所とは別葉で報告してください。

2 工賃（賃金）の範囲について

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものが対象となります。

3 工賃（賃金）の計算方法について

(1) 月の途中からの利用開始者及び利用終了者にかかる当該月の工賃（賃金）及び利用日数は、算定から除外することができます。

(2) 月の途中で入院又は退院した利用者や新型コロナウイルスへの罹患したこと等により1週間以上に渡って利用できなくなった利用者については、算定から除外することができます。

(3) 自事業所以外の障害福祉サービスを利用している者については、算定から除外することができます。

(4) 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者については、算定から除外することができます。

4 工賃（賃金）の公表について

各事業所が報告した平均工賃月額及び平均工賃時間額の実績については、大分県ホームページで公表します。